

※下線部：変更箇所

姫路市女性活躍推進企業表彰 審査基準

1 審査方法

- (1) 事務局である姫路市男女共同参画推進課（以下「事務局」という。）が、次に掲げる事前審査項目を満たすかどうかを確認し、通過した者のみを本審査の対象とする。

【事前審査項目】

- ① 市内に事業所を有する法人その他の団体（国・地方公共団体を除く）であること。
 - ② 姫路市女性活躍推進企業表彰要綱第2条に掲げるいずれかの取組を行っていること。
 - ③ 過去3年間において、関係法令に違反する重大な事実がないこと。
- (2) 事務局は、審査に先立ち応募企業等に対する個別ヒアリング等を実施し、審査のための基礎資料等を作成する
- (3) 審査は、姫路市男女共同参画審議会に設置する姫路市女性活躍推進企業表彰審査部会の会議を開催し、実施する。
- (4) 審査部会は、応募者が1者である場合でも開催する。
- (5) 審査は、2に掲げる審査項目に基づき、姫路市女性活躍推進企業表彰審査票（別表1）により、以下の基準で委員が個別に採点し、各項目の採点結果を合計（区分に応じて点数を1～3倍で計算）した点数をもって行う。

特に優れているもの	5点
優れているもの	4点
普通のもの	3点
劣っているもの	2点
著しく劣っているもの	1点

2 審査項目

(1) 女性の活躍や登用にに関する具体的な方針（人事方針の策定、数値目標の設定等）

区分1 (3倍)	・基本方針、計画、目標値の内容、実績や成果等 ※一般事業主行動計画を添付
-------------	---

(2) 女性の活躍や登用にに関する具体的な取組及び環境整備の推進

ア組織体制・基盤等に関する項目

区分2 (2倍)	・トップが率先して取組を推進している。 ・社内全体の意識改革を行うなど、全社的な取組として推進している。
区分3 (2倍)	・管理職層の理解促進と人材マネジメント力の強化に努めている。 ・女性活躍を推進するための組織やグループ、担当者の配置等を行っている。 ・経営者と従業員、上司と部下等、自由に意見を言える具体的な場を設けている。

イ取組・制度等に関する項目

区分4 (2倍)	・計画的な女性の採用を行っている。 ・女性社員のキャリア形成や職域拡大を意識した育成（研修、配置、処遇、メンター制度等）を行っている。
区分5 (2倍)	・多様で柔軟な働き方の推進（テレワーク、在宅勤務、短時間勤務等）している。 ・両立支援（育休後復帰支援、ベビーシッター利用補助等）の仕組みや制度を整えている。

(3) 各種の取組による成果、実績等

ア一般評価項目

区分6 (3倍)	・女性管理職比率が高い、あるいは過去5（～10）年間の上昇が大きい。 ・女性職員の比率が高い、あるいは過去5（～10）年間の上昇が大きい。 ・平均勤続年数における女性／男性比が高い。（概ね7割程度以上）
-------------	---

イ特別加点項目

区分7 (※)	ア過去5年間に女性役員（経営者を含む）を登用している。 イ過去5年間に男性の育休取得者がいる。 ウ従業員数は <u>100人以下</u> であるが、一般事業主行動計画を策定している。
------------	---

※ 実績があれば 加点（ア・ウ：各5点、イ：10点）

(4) その他

区分8 (2倍)	・上記以外の取組についての評価
-------------	-----------------

3 表彰基準

審査票を集計した結果、原則、審査委員の平均得点が概ね70点以上となった企業を表彰対象とし、これらの企業を中心に、協議により表彰企業を決定する。

改訂案

令和 年度 姫路市女性活躍推進企業表彰 審査票

[評価基準]

- 5: 特に優れているもの
- 4: 優れているもの
- 3: 普通のもの
- 2: 劣っているもの
- 1: 著しく劣っているもの

【企業名】

【従業員数】

(101人以上 ・ 100人以下)

(1) 女性の活躍や登用にに関する具体的な方針(人事方針の策定、

女性活躍推進法の改正(一般事業主行動計画の策定義務要件変更)に伴い、

面
階)

① 基本方針、計画、目標値の内容、実績や成果等		× 3		15点満点中
小計	301人以上→101人以上に変更 300人以下→100人以下に変更			15点満点中

(2) 女性の活躍や登用にに関する具体的な取組及び環境整備の推進

ア 組織体制・基盤等

②	トップが率先して取組みを推進している		× 2		10点満点中
	社内全体の意識改革を行うなど、全社的な取組みとして推進している				
③	管理職層の理解促進と人材マネジメント力の強化に努めている		× 2		10点満点中
	女性活躍を推進するための組織やグループ、担当者の配置等を行っている				
	経営者と従業員、上司と部下等、自由に意見を言える具体的な場を設けている				
小計					20点満点中

イ 取組・制度等

④	計画的な女性の採用を行っている		× 2		10点満点中
	女性社員のキャリア形成や職域拡大を意識した育成(研修、配置、処遇、メンター制度等)を行っている				
⑤	多様で柔軟な働き方の推進(テレワーク、在宅勤務、短時間勤務等)をしている		× 2		10点満点中
	両立支援(育休後復帰支援、ベビーシッター利用補助等)の仕組みや制度を整えている				
小計					20点満点中

(3) 各種の取組による成果、実績等

ア 一般評価項目

⑥	女性管理職比率が高い、あるいは過去5(～10)年間の上昇が大きい		× 3		15点満点中
	女性職員の比率が高い、あるいは過去5(～10)年間の上昇が大きい				
	平均勤続年数の女性/男性比が高い(概ね7割程度以上)				
小計					15点満点中

加点を
5点→10点に変更

イ 特別加点項目(実績がある場合のみ加点)

⑦	過去5年間に女性役員(経営者を含む)を登用している	女性活躍推進法の改正(一般事業主行動計画の策定義務要件)に伴い、 300人→100人に変更			5点
	過去5年間に男性の育休取得者がいる				10点
	従業員数は100人以下であるが、一般事業主行動計画を策定している				5点
小計					(最大20点)

加点点倍率を
3倍→2倍に変更

(4) その他

⑧	上記以外の取組について		× 2		10点満点中
小計					10点満点中

総計

100点
満点中

【講評】

ご署名

姫路市女性活躍推進企業表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内において女性の育成及び登用、職場環境の改善等、女性の活躍の推進に積極的に取り組んでいる企業を表彰し、これを広く周知することにより、市内における女性の活躍を一層促進することを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 姫路市女性活躍推進企業表彰（以下「表彰」という。）の対象となる者は、市内に事業所を有する法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「企業」という。）で、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 企業における女性の活躍及び登用に関する方針（人事方針の策定、数値目標の設定等）を策定していること。
- (2) 企業における女性の活躍及び登用に関する具体的な取組及び環境整備を推進していること。
- (3) 企業における女性管理職比率の上昇、役員への女性の登用等、各種の取組による成果又は実績があること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、女性の活躍及び登用に関する先進的な取組を実施していること。

(表彰の方法及び被表彰者数)

第3条 表彰は、毎年度1回、表彰盾を授与することにより行う。

2 1年度当たりの被表彰者数は、5以下とする。

(募集方法)

第4条 表彰を受けようとする者又は表彰を受ける者を推薦しようとする者は、女性活躍推進企業表彰応募用紙（別記様式）に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

(被表彰者の決定)

第5条 市長は、前項の規定により応募のあった者のうちから、姫路市男女共同参画審議会姫路市女性活躍推進企業表彰審査部会において選考し、被表彰者を決定するものとする。

(庶務)

第6条 表彰に関する事務は、市民局市民参画部男女共同参画推進課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月16日から施行する。